

副本

平成16年(行ウ)第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件

原告 杉並区

被告 国 ほか1名

答弁書

平成16年11月2日

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

被告国指定代理人

(送達場所)

〒102-8225 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

TEL 03-5213-1392

FAX 03-3515-7308

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告国に対する請求を棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、原告と被告国との間に生じた部分は原告の負担とする。
- 3 被告国につき仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

事実関係調査中につき、追って認否、主張する。